

平成 2 1 年第 4 回
 笠間市議会定例会会議録 第 5 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園	江	一	三
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	男

欠席議員

	16	番	横	倉	き	ん	君
--	----	---	---	---	---	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第5号

平成21年12月14日(月曜日)
午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、16番横倉きん君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番藤枝 浩君、6番鈴木裕士君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛です。通告しております4つの項目があるんですが、既に、1の事業仕分けについては、先輩議員が質問、そして答弁ということで終わっておりますので、省かせていただきます。さらに、2番目の件ですが、道路事情についてなんですが、もう少し調査すべきであると私の方で判断しましたので、これも今回は省かせていただきたいと思います。したがって、3番、4番の2点について答弁を願いたいと思います。

3番目の質問でございますが、入札結果について、私、資料が19年から20年、21年と、同時期ですから今の10月末、11月の入札結果に基づく質問でございます。落札率の動向と

ということで私は提示しましたが、落札率ということですから、当然基本があるわけですが、その基本というのが、いわゆる予定価格ということでございます。それに対する落札率は何%なのかということでデータをとってみました。

ちなみに、平成19年については90.02、これは63件の平均ということですね。63件の入札の落札結果ということです。

それから、20年の同時期10月20日から11月4日までに4回行われております。これが47件、89.522という数字です。さらに、平成21年、本年ですが、10月7日から10月26日まで3日、それで62件、これが92.116という落札率でございます。その件につきまして、入札そのもののあり方とか、入札と地域づくり、まちづくりという点、この辺をどのように解釈すべきなのかという部分を質問したいと思います。1回目の質問ですから、事務的な数字とか内容とかというものを答弁いただければなと思っております。

次に、4番目ですが、教育委員会の機構、組織について、特に教育長の選任方法、どうやって教育長が生まれるのかということをお伺いしたいと思います。さらに、教育委員会というのは、まちづくりの中でどういうポジションにあるのか、あるべきなのか。教育行政とは一体どういうことなのか。その辺も含めて、第1回目の質問にしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、西山議員の入札結果、落札率関係のことについて答弁させていただきたいと思います。

まず、落札率の動向でございますけれども、今、議員が言われたとおりのような傾向になっているわけでございます。過去3年間の建設工事につきまして入札状況というのを分析してみますと、条件付き一般競争入札を含めまして平成19年度は92.26%、平成20年度は90.81、本年度は92.09%と、そういう形になっているわけでございます。さらに、予定価格が1,000万円未満の指名競争入札での状況を見ますと、平成19年度では94.39、平成20年度では93.35、本年度では93.65というパーセントになっているわけでございます。

こうしてみますと、市外の業者まで入札参加できる条件付き一般競争入札の入札の方が指名競争入札よりも落札率が低い状況となっていることがわかるかと思ひます。市が公共工事を発注する条件付き一般競争入札の場合は、各案件ごとに講習、それから参加可能総合数値、それから地域要件、さらには参加要件として企業の技術者の施工の実績、その必要性などを審議して決定をいたしているわけでございます。

こうした中で、昨年11月から、地域振興の観点から、原則として予定価格6,000万円未満の土木工事につきましては、市内に本店のある者というふうに改正を行いました。これは、市内業者が実績を積み技術力を高めることによる足腰の強い企業への成長、それから地元雇用の推進、さらには地場産材の需要拡大等につきましての地域経済の活性化とい

うことを目指したものでございます。

さらに、試行ではありますけれども、昨年度から総合評価落札方式というのを導入いたしまして、入札金額だけで落札業者を決定することではなくて、企業の施工実績、それから技術者の資格や経験、さらには地域への貢献度、こういったものを点数化いたしましてする手法で入札を実施しているところでございます。

今後とも、公共工事の発注等に際しましては、競争性、透明性、公平性、さらには品質確保というのを原則といたしまして、市内業者の受注の機会の確保に配慮した上で、地元企業の育成、それから地場産材の需要拡大、地域雇用の推進を図りながら、地域振興につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 8番西山議員のご質問にお答えいたします。

教育長の選任方法についてのご質問でございますが、教育長の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条で規定されております。委員長を除いた教育委員の中から教育委員が任命することとなっております。

合併後の新笠間市においては、平成18年6月23日に議会の同意を得て5名の教育委員が任命され、6月24日臨時教育委員会を開催し、指名推選により教育委員長の選出、教育委員長職務代理者の選出として現教育長が任命されております。

また、教育委員会はどのような位置づけであるかということでございますが、教育委員会につきましては、教育基本法に定められておりまして、その趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行わなければならないと位置づけられております。

また、中立した組織として、人づくり、まちづくりにつながるよう教育の振興を図る機構でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） まずは入札の件ですが、指名競争と一般競争、条件付き一般競争はやや落札率が違うということですね。それにしても、90%平均ですね。中には36.05%などという発注もあったんですね。低いのからいくと35.7などというのもありますね。特殊な、特異な事例なんでしょうけれども、そういうことで多少落札率の平均が下がっているかと思うんですね。

これ、いずれにしても、予定価格が生み出される根拠、例えば1,000万円なら1,000万円という予定価格が出ました。その根拠をお聞かせ願いたいと思います。つまり、この落札

率だけを追いかけていきますと、例えば予定価格に基づいているいろいろな解釈が出てきますから、その予定価格の根拠によっては、落札率が妥当である、正当であると、こういうふうに見るべきであるでしょうし、むしろこういう³⁶、あるいは³⁵、何がしという数字が異常なわけでございます。予定価格が正常であれば、3分の1に近いそういう数字で落札できて、それがちゃんと仕事として全うできるということは、異常な事態なはずなんです、常識的に考えまして。ですから、落札率は率といたしましても、予定価格の根拠、なぜ予定価格が出てくるのか。その辺のところを、もう一度詳細をお聞かせ願いたいと思います。

全体的なお話をさせていただきますと、予定価格を基準にした場合に、平均90%を超えているということは、当然もっと高いものもありますよね。97%、98%、こういうのも出てきますよね。

そういう中で、私は、まちづくりというのは一体何だっと思っんです。一昔前は、お役所の仕事だから定価でいいんだ、こういう解釈がありました。これは、一つ、まちづくりのもしかしたら基本だったのかもしれない。しかし、今の時代、このような世の中で、まさに2011年にはテレビも見られなくなる人も出てくるようなこんな世の中で、企業の努力の範囲というのがどの辺まで認められるのか、私は疑問に思う一人なんです。

確かに、企業さん、事業主の皆さん、この入札に参加する皆さんに聞きますと、仕事欲しいんだと。当然地元の業者なんだから地元にくれよという論理はわかります。当然、私もそう思います。しかし、じゃあ突出して、例えば予定価格を正常なものとした場合に、定価で物を動かせる、それに近いものになってしまうということは、果たして市民に視点を置いた場合、それが正常なのかと私は考える一人なんです。当然、私たち議員、ここに私を入れて27名、お休みもいますけれども、市民の負託にこたえるという大きな使命のもと、ここに立っているわけでございます。そういう中で、例えば90%平均のものがもし80%平均になったとする。10%そこで圧縮できたとすれば、10億円の予算使ったら1億円ももしかしたら浮くんじゃないかと、こういうふうに単純に思うんです。これがまさに市民の感覚、市民感覚だと思っんです。

しかし、そこにはいろいろなしがらみや、地元の業者とのつながりや、地域性や、いろいろなことを考えますと、ずばりそういうことが言えなくなってしまう、これは市民の損失だと私は思っんです。ですから、今回は、間をとったような一般質問をしたいと思っまして、ここに立った次第でございます。痛み分けをしようじゃないかというのが、私の基本でございます。そういう意味で、予定価格の根本、なぜ予定価格というのができてくるのかという根拠、その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

さて、教育長、私は、教育委員会のあり方というのは、次長に答弁していただいたように、独立性、これがまず一番、まずもって独立性。そして、独立性の中に中立性というもの、これを醸し出して人づくり、まちづくりと、まさにこのとおりだと思っんです。

その中で、私は、今回、機構について、特に教育長の選任について質問をした経緯は、

例えば議会で委員が5名、手元に資料はないんですけども、5名の委員が選任されました。5名というのはどうやって選んだのか。議会の同意案件ということで議案になっていますね。多分、ごめんなさいね、記憶間違ったら。1枚が、こういう人ですよと。2枚目に、経歴、職歴、何年何月どここの学校の校長やった、何年退職した、県に行った、退職した、こうやってありますよね。教育長の場合どうだかわかりませんが、そういうものを、たったA4の、この紙をここに置いて、暗黙で議会在承認しているんですね。今まで同意をしているんですね。これが今までの通例だと思います。

そして、今回、私、この件を教育長にいろいろ質問する経緯、そのことについては、教育委員会が独立していないんじゃないかという私は疑念を抱くんですよ。

例えば一例を挙げますと、教育施設を建設します。そのときに教育委員会のかかわる範囲、その辺のところも含めて、本当に教育行政の中に施設も、要するにハードとソフトすべてが教育行政の中に組み込まれて、そこに例えば市や議会がかかわっていくというふうな形なのか。それとも、いわゆる箱物行政、これを教育委員会が黙認していくのか。こういう二つのとらえ方があると思うんですね。それはどういうことかということ、教育委員会の中立性や独立性、これだけを考えていけば、もっと意味の違う教育委員会のあり方になるのかなど。

ずばりお話しいたしますが、先ほど次長の言うておりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この条文の中の、先ほどは教育委員長、教育長というところで、委員長を除く委員である者から任命する、互選ということですね。互選によって教育長が誕生したんだよということを言うております。

ところで、この委員の場合、兼職の禁止という第2章の第5条にありますよね。兼職禁止という観点からしますと、いささか教育長は、兼職とは言わないけれども、法律には触れないのかもしれないけれども、その後で出てきます、例えば教育問題の中で会議を開いたとする場合に、自己、配偶者、もしくは三親等以内の親族の一身上にかかわる事件、要するに独立性を保つためにはどうするんだということだと思っておりますよ。その部分で、教育長、もうびんときたと思うんですが、そういう部分で、私は、こういうふうな笠間の教育行政をしてもらいたい、こういうふうにいるんだ、こういうふうにしたらいんじゃないか、こういうことがどうもねじれてしまう原因、要因の一つなのかなど。その辺のところ、私は今回あえて、ちょっと嫌らしいですけども、機構、組織という部分でこの条文にのっかって私は四角四面で、議長も法律が好きですから、四角四面で条文にのっかってお答えできればなと思っております。

2回目の質問です。よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、西山議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

予定価格の定義ということでございます。予定価格につきましては、市場価格の調査をしたことによりまして、それから得られた価格というのをもとに国が定めたものでございまして、積算基準というものがございます。それに基づきまして設計をしたものでございます。その設計額イコール予定価格ということになっているわけでございます。いわゆる適正価格、議員おっしゃるような適正価格ということになるわけでございます。言いかえれば、物の値段というような言い方もできるかと考えております。

この物の値段でございますが、やはり競争性がその中には発生するわけでございます。現在の入札制度の中では、その競争性の中から価格を決定していただいて、業者の選定とというような制度になっているわけでございます。企業が、例えて言えば物を売るといような形になるわけでございますので、当然消費者の立場に立った物の売り方というのが一般的な市場で行われていることかと考えております。そういった形で物を売るに当たっては、それなりの企業努力というのが、まず大事なことと考えているわけでございます。

我々、行政側、執行側としましては、地元企業の育成等々考え、いろいろな入札制度の中で配慮しながらやっているわけでございますので、その中では、地元の企業の方も競争を十分していただいて落札額を決めていただければありがたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員の二度目の質問にお答えいたします。

まず、兼職の禁止ということについてでございますが、これは地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律から議員はご質問だと思うんですが、この第6条に書かれている部分だと思うんですが、教育委員は、ここで兼職の禁止というのは、笠間市であれば笠間市の議員、それから笠間市の職員、それから笠間市の教育委員以外の委員、そういうものになっている者は教育委員にはなれないという兼職です。これは当然です。私は、笠間市の職員でもございませぬし、議会の議員でもございませぬ。ですから、この法律で私は兼職ということではありません。

それから、三親等以内のというのは、こういう規定になっております。17条の規定になるんだろうと思うんですね。教育長というのは、教育委員会のすべての会議に参加することになっています。しかし、参加しなくてもいいのは、教育委員会の中に三親等の者が話題になる、つまり議題になるときは、教育長は、これは当然の話ですが、そのときには会に参加しなくてもいいという規定です。もし教育委員会の中で参加の要請があれば参加してもよいという規定になっています。

したがいまして、私の部分で言わせていただきますと、一切この地教行法に触れることはございませぬし、これは間違いなことだと思っております。

それから、先ほどの箱物であるとかというお話がありましたけれども、教育委員会は、

例えば学校でもそうですが、学校は、市が設置をして、教育委員会はそこを維持管理をしていくということになっているわけですね。そういう意味で、私どもは、学校は今耐震とかそういうものが必要で、市と協力をして耐震化とかそういうことで動いている。そして、それをよりよいものにするために、教育委員会としては、もちろん要望もしますし、それを維持管理をしていくと。そういうすみ分けの中で、これは法的に決められていることですが、仕事をしているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） 逆に質問しますね。前後します。教育長、全く表現が逆で、先ほど言っている兼職、兼ねる職ですね。このことについても、「兼ねることができない」という表現。次に、第13条5項、これも「その議事に参与することができない」。しなくてもいいというのは、本当はできるんだけどしなくてもいいという理屈になります。これは全く違うということ、まず条文の解釈として違いますからね。「できない」ですからね。「できない」と書いてあります。

兼職禁止については、当然独立性という部分を含めて、中立性などを含めてということですね。それで、先ほど言っているように、行政側の、例えば後者で言えば、管財が主たる行政区になって、それに意見を出したり、要望を出したりとこういうお話ですね。要するに、こちら教育委員会が独立していて、教育予算は一回教育委員会の方に教育予算として入って、それを丸々お願いするために予算をまた出すという、そういう予算の分け方、あとは使い方の問題だと思うんですね。それが独立しているということだと思うんですよ。さらに、そこには今度専門分野ということになってきますから、当然、建物は建物の専門分野でやろうじゃないかということで独立していると思うんですよ。しかし、その独立した部分に教育委員会から出向という形とか、そういう形があってもしかるべきだ。ただ、それはそれで結構です。

この兼職の禁止は、なぜ私を取り上げたかということ、教育長が職員なわけでも何でもありませんよ、もちろん。そんなことはわかっています。それをここで兼職の禁止かどうかなどということは全然議論の対象ではありませんよ。ここに、今言っているように三親等以内の親族ということですから、三親等以内の親族の問題というのはどういうことかということ、何でもそうですけれども、農業委員会でもそうですし、何でもそうだと思うんですが、利害の絡む、さらにその近い関係の者、これは会議に出席しないというのは当然のことですよ。除斥とかありますよね。その部分だけ外れてくださいよと。それは当然のことだと思うんですね。

そういう中で、やはり独立性を貫いて教育行政を全うしようとすれば、行政と教育委員会のつながり、笠間市と教育委員会のつながり、その部分で全く独立しているかということ、ここで三親等以内の案件、三親等ですよ。三親等以内の事案を一つの会議に付しち

やいけないんだよと。その場合は出ていきなさいよと、こう言われているわけですよ、この13条では。それは教育委員会の会議の話です。だとすれば、教育長ご自身の問題よりも、ご自身から離れた、一親等、二親等、三親等までぐるっと見渡したときに、そういうことはないかと私は言っているんですよ。そういうことがあるから、例えばこちらで管財が取り上げている、例えば学校建設にしても何にしても、あくまでも行政主導であって教育委員会主導にはならないんじゃないのかなということを行っているんですよ。つまり配慮しているんじゃないですかと。教育委員会の意見は意見としても、それはあくまでも管財の建設を進めている方が主流であって、主体であって、そこに意見を通したとしても、あるいは通そうとしても、なかなか言いづらい立場なのかなと私は思っているんですよ。教育長は、そうなる教育長としてふさわしいのかなと、こういうふうに私は解釈しているんですよ。その辺のところいかがでしょうか。

ずばりご自身の身の回りのことですから、わかると思うんですが、私もここまで言うんですから、ここまで質問するんですから、それ相応の考え方があってお話しているんですね。ですから、どうやって教育長というのはできるのかなとさかのぼって考えますと、どうも学校教育、あるいはそれに携わることを、市が関係しながら私物化してしまうのかな、小ぢんまりしてしまうのかなと。

もっと極端なことを言ったら、天下りですからね、教育長は。退職金何回ももらうんだもんね。と私は思うんですが、いかがでしょうか。今、そういうことが本当に国全体で取り上げられている世の中ですよ。当たり前のように学校長をやった人が、教育畑を歩いてきて教育長になる、こういうパターンが余りにも多過ぎますよね。そこには、先ほど言った実務上退職金を二度も三度ももらえるんだと、こういうパターンが出てくるんですね。これは余りふさわしくないのかなと思うんですよ。むしろ現在の教育というのは、いろいろ問題があるんだと教育長自身も理解しているでしょうし、教育委員会の中でもそういう問題取り上げられていると思うんですね。ただ、同じ地域から上がってきた、いわゆる先輩、後輩の関係の中で教育を淘汰しようということについて、私は、いささかぬるま湯になってしまうんじゃないかなと思うんですよ。

その辺のところは、やはり教育長が今言ったように、中立であって独立性を保てるかといったときにちょっと疑問だなと思うことがあるので、私は、教育長、本当にこれで教育行政いいんですか、笠間の教育はいいんですかということをお聞きしたいんですよ。まず、自分の身の回り、あるいは組織、そういうことを考えたときに、私はそういうふうに思うんですよ。

よく学校の先生なんか、特に校長というのは治外法権だなんて言って、学校のトップであると、こういう考えするんですね。その中には、生徒や児童を人質だと、こう思う人もいますよ。解釈している人。そういう中で、ある一定の段階、例えば卒業なら卒業までの段階について我慢をしなくちゃいけない。駆け込み寺どこなんだといったときに、私

が結構聞く限りでは、県に直接飛び込む人が多いようですよ。じゃあ、評議員って一体何なんだと。学校評議員って一体何なんだと、いろいろなことを考えていきますと、今回、私、声を大にして言いたいんですが、笠間の特別な、この教育はいいんだということで全国から脚光を浴びるような、そういう笠間の教育というのがもしできたら、むしろ少子化などという問題、全然へでもないですよ。全国の子どもたちが集まるんじゃないですか。私はそう思います。

2,000人も減っているんですよ。合併した段階で8万2,000あった人口が、今、8万を切っているというんですよ。2,000人も減っているんですよ。そういう中で、少子化って一体何だといったときに、私はそういうことも考えなくちゃいけないのかなと。ここの教育はすばらしいんだと。

例えば引き合いに出してみますと、クラインガルテンが有名なんです、全国的に。それはやっぱり特色だと思うんですよ。それはあくまでも別な分野でしょうけれども、教育分野で、開かれた教育で子どもたちがどんどん伸びていく、そういうような教育畑をこの笠間につくっていただければ、一つの笠間の発展につながるのかなと私は思っております。

そういう点で、教育長がびしっと、今までの経験、今、もちろん教育長といういすに座っていますから、教育長にお願いはしたいと思いますが、びしっとそういう部分で刀をきちっと切れるのか、振り回せるのかなという私は不安があるもので、この質問をしたんですよ。

その辺のところを、教育長の解釈、それからご判断で、自分自身の問題については何ら条文に触れているわけでも法に触れているわけでもないですよ。それはあり得ません。しかし、そういうふうな目を見たときに、なるほどなと、教育長も理解があるように見えるんだけど、理解じゃなくてあれは幾らか及び腰なのかなと、こういうふうに思ったときに、我々が求める笠間の教育というものが遠のいてしまうのかなという懸念を抱く一人であります。

そして、入札についてですが、予定価格が適正価格だという総務部長の答弁をいただきました。適正価格だったら、業者の入札の結果を見ますと、例えば92%とか91%、94%、こういうパーセントがありますけれども、じゃあ適正価格よりも下回っているんだからいいじゃないですか。どうなんですか。適正って一体何なんですか。

単純に私は、先ほど言ったように定価だと思うんですよ。こういう数字ということになりますと、ほぼ定価に近い内容なのかなと考えたときに、先ほどお話ししたように企業努力が必要なんじゃないか。それは市民に対する一つの礼儀なのかなと。

最近でこそ、工事現場の立て看板、いいですか、部長。立て看板、「お譲りください」とか「左に寄ってください」と。今までどうだったか知っていますか、「左に寄れ」とか「右に寄れ」と。「ご迷惑をおかけしています」とか、そういうふうに解釈が変わってきたんですよ。これがすべてですよ。

それで、地元の雇用などというお話がありましたけれども、なかなか今は優秀な機械があったり、あるいは会社の中で技師や免許のある人、そういうことをやっていくとふるいにかけられてしまう。今までのように季節になれば労働力が求められて、農家のだんなが季節的に工務店や建設会社に勤めをして女房や子どもを養っていたんですね。でも、そういうことが一時外国人に依存された、今は機械が非常に優秀になった、さらに今は社員を持たないで下請、孫請に流すんだと、こういう時代になってしまったんですよ。となると、数字だけを追いかけるようなそういう今の笠間市、ほかは別としても、笠間市内の業者の感覚なのかなと思ったときに、私は、この90%を超える平均落札、これは30%、40%という落札率も入れての話ですからね。入れて90%を超えているんですよ。やや90%を切っている場合もあったでしょうけれども、約90%、9割ということ。

これについては、もう少し発注側に考え方がまずあるのかどうか。適正価格だというような表現、これはふさわしくないように思うんですよ。

議長（市村博之君） 発言中ですが、西山 猛君に申し上げます。質問時間がなくなりますので、ご注意ください。3分です。

8番（西山 猛君） 議長、お言葉ですが、あそこに表示してあるんですよ。これちょっととめてちょうだい。あそこに表示してあって、わざわざ割って入るような、何でそういう、それは公務執行妨害というんですよ。議長、私は、公職としてここで公務をやっているんですよ。質問の方向が変わっちゃうじゃないですか。どうですか、皆さんどう思いますか。一生懸命やっているんじゃないですか、市民のために。わざわざあの表示をしておくんですよ。

議長（市村博之君） 議事進行をお願いします。

8番（西山 猛君） 表示をしておくんだもの、それはそれでいいじゃないですか。あなたの権限でゼロになったら切るんだから、どうせ。何をそういう水を差すようなことを毎回毎回やるんですか、議長。

〔「少し早過ぎるな」と呼ぶ者あり〕

8番（西山 猛君） 議長、わびてくださいよ。

議長（市村博之君） いや、わびる必要はございません。申しわけありませんが、議事進行をお願いします。

8番（西山 猛君） 水を差したことに對してわびてくれと言っているんですよ。

議長（市村博之君） いや、申しわけありませんが、議事進行上申し上げただけですので、ご理解いただきたいと思います。

8番（西山 猛君） 与えられた私の権限が、議長の権限で水を差されているんですよ。質問忘れてしまいましたよ。どうしますか。

議長（市村博之君） 議事進行をお願いします。

8番（西山 猛君） どうしますか、議長。質問忘れてしまいましたよ。

〔「議長、謝れよ」と呼ぶ者あり〕

8番（西山 猛君） わびてくださいよ。

議長（市村博之君） これは鈴木貞夫君にも申し上げましたので、これはすべての方に
対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

8番（西山 猛君） 一々、3分前とか4分前とかそんなことを、なぜあそこに表示し
ているんだと言うの。ゼロになって、もうゼロだからやめてくださいというならわかる。

〔「そうだ、そうだ。謝れよ」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） では、これから時間になりましたら、発言途中でも切らせていた
だきます。そういうことでよろしく申し上げます。

続けてください。

8番（西山 猛君） 謝ってないでしょう。わびてください。

議長（市村博之君） いや、大変申しわけないですが、前例がございまして、私はそれ
で今まで進行しておりましたので、謝ることはございませんので、よろしく申し上げます。

〔「暫時休憩しろよ。議運の委員長とちょっと話しろよ」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） では、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前11時06分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） それでは、一般質問の発言の取り扱いにつきまして、
議会運営委員会から報告をいたします。

一般質問の発言につきましては、今までは発言の持ち時間が3分程度になると議長が残
りの時間を宣告をしておりましたが、今後は質問の中に割って入るような議事進行の発言
を慎むべきとのこととあります。したがって、今後は、残り時間につきましては、宣告せ
ず、残り時間がなくなった時点で発言を打ち切ることにいたします。

以上で報告を終わります。

議長（市村博之君） 一言私の方から申し上げたいと思っております。

ただいま海老澤議会運営委員長の報告がございました。今後は、議事運営につきまして
は、委員会の報告どおり運営したいと思っております。また、先ほどの西山 猛君の発言中に割
って入ったことに対しましておわび申し上げます。

議事進行いたします。

西山 猛君。

8番（西山 猛君） 議長、下におりてわびてよ。

議長（市村博之君） それはできません。申しわけありません。

8番（西山 猛君） 下で言うんじゃないの。おれ、その真ん中に立つから、下で言え。わびる気持ちがあるなら。人に言われてわびているんだから。大体、市長、副市長にさきにわびるなどというのはおかしい話だよ。ここでわびてくれよ、ここで。

議長（市村博之君） いや、結構です。申しわけありません。

議事進行をお願いします。

8番（西山 猛君） わびないんだね。わかった、じゃあそれは認めません。

それでは進めます。途切れてしまったので、前後してしまうかと思うんですが、いずれにしても、入札の落札結果を見ますと90%を超えるということ、それと今、部長からありましたけれども、予定価格が適正価格であるということをかながみますと、その90%が妥当かどうかということは今後議論すべき部分もあるかと思えます。当然、執行部内部、要するに発注側でもそういうことは当然研究すべき部分があるのかなと思えます。それにつきましては部長の答弁をいただいて、市長の考え方、これは笠間市づくりの中で公共事業のみならず、物品納入や、それこそお弁当の購入や細かいところ、あらゆる部分で、市長の考え方、どのようにしてまちづくりのために市が関与していくか。そして、市民の痛みをどのように酌み取っていくか、その辺のところは最後に市長にお願いしたいと思えます。

教育長は、先ほど質問しましたけれども、時間もないので、教育長の方の答えというのは、例えば教育長と小松崎総務部長、兄弟だとします。実の兄弟だったとします。やっぱり不自然ですよ。ずばり不自然ですよ。私はそう思うんですよ。そういうことが、これからのまちづくりに、もっと開かれた教育委員会、教育行政を行うためには必要なのかなと私は思っております。

一般質問なので本来もっと詳細を述べたいのですが、広く周知されることになりますので、私はこの程度で終わりにしておきますので、教育長のお考えを最後に一言いただいて終わりにしたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、私の方から3回目のご質問にお答えしたいと思います。

予定価格、これが適正価格だというふうに私の方では申しました。これにつきましては、先ほど申しましたように市場価格等々からの価格でございます。ただ、適正価格でありませぬけれども、これはあくまでも定価でございます、一つの値段を決めるための物差し、尺度であろうと私は考えているところでございます。そういう中に立っては、企業側は、消費者の立場、いわゆる我々発注者の立場に立った、あるいは市民の立場に立った競争性を当然働いていただかなければならないと考えております。議員言われるように、限られた財源ということの中でございますので、当然、市民の目線に立ったといえますか、市民と一体となった企業ができてくれることを望んでいるわけでございます。

いずれにしても、基本的には公平性、透明性、それから競争性、こういったものが望まれているわけございまして、それに少しでも近づける制度にすることが我々執行者側の責務であると感じているわけございまして。

そしてまた、それらが今後の大きな課題にもなってくるかと思えますけれども、いずれにしても、入札制度、その経済情勢によってもいろいろ変わってくる制度になってくるかと思えますが、最終的には、何回も申しますように、公平性、透明性、それと競争性、これが大事なことかなと感じているところでございまして。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

総務部長より入札についての基本的な考え方については答弁があったとおりでございます。ただ、入札制度そのものについては、合併以来、何度か見直してきている経緯もございまして、絶対的にこれがベストだというような入札制度というのはなかなかないのが現状でございます。私どもとしては、よりベストに近い形の入札制度が執行できるよう、その都度これからも必要なことがあれば見直しをしていきたいというのが私の考え方でございます。

落札率が予定価格に近いような高い場合があるということも現実的にございまして。やはり先ほどありましたように競争性、透明性、公平性、こういうものが確保された入札制度というのをこれからも目指していきたいと思えますし、適正なしっかりした入札制度をやるのが、市民の皆さんからいただいている税金、それを使うことにつながるわけございまして、また、そういう中での税の使い方が、ひいてはまちづくりにつながっていくんだと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 三度目のご質問にお答えいたします。

三親等という言葉、それから最後の、二人が兄弟であったらとかいう例があったところで、私、判断させていただきますと、私の子どもが市役所の職員であると、だから教育委員会は独立性を持たないのではないかというようなご意見かと思えます。一切それは関係ございません。

といいますのは、私は、この職につくときに、息子の方がさきにこの職員になっておりました。専門家に確認いたしました。笑われました。憲法違反になると。子どもの職業選択の自由があって、そこで親がこうだからというようなこと、要するに上位の憲法で決められているということは、当然下位の法律の中にもそういうことは実際含まれていると。

では、具体的に市の職員が子どもであって肉親だったからといって、独立性が失われる

かということはありません。なぜないかといいますと、教育委員会というのは、5人の合議制です。そういうふうな組織になっているわけです。ですから、中立性であるとかそういうものが、例えば極論すれば、私どもの職員は市の職員が出向の形で教育委員会に来ております。当然同じ市の職員、そういう私どもの職員は独立性がないかということ、そんなことではありません。とても一生懸命やってくれております。やはり教育委員会、教育を考えて熱心に仕事をしてくれています。私自身もそういうふうな気をつけております。

それから、お話の中に私が天下りではないかと。これはいろいろな判断があると思いますが、私は県費負担の教員でございました。笠間市に雇われている教員ではございませんでした。それがたまたまそういう職になったということで、私自身は天下りというふうには思っておりません。

それから、笠間市の子どもたちのために特色ある教育、これは議員のおっしゃるとおりです。特色ある学校経営、教育経営をしていく。私は、教育長になったときに本市の教育目標を掲げました。そのときに、持ち前を伸ばすというようなことを教育目標に掲げさせていただきました。子どもたちも当然ですが、市民一人一人が持ち前を伸ばしていく、そういう笠間市でありたいというふうな考えて今やっているところでございます。

私の仕事そのものについては、私も努力をこれからもしていきたいと思っておりますが、少なくとも身内であるとか、それは公務員には守秘義務が当然課せられておりますし、例えばこれがどんな関係であっても、一切そういうものは口に出さない。それは公務員として当然のことです。私は、そういう意味では、自信を持ってそういうことはないところで断言させていただきます。

以上でございます。

8番(西山 猛君) 議長、訂正してくださいね、教育長の答弁。憲法論議が入ると、ここにいる我々議員全員が議員の倫理条例の中に憲法論議を入れずと無効になってしまうんですよ、倫理条例が。同じことですよ。

議長(市村博之君) 西山 猛君の質問を終わります。

8番(西山 猛君) 訂正させてください。いいですか、後で議論になりますよ。倫理条例を否定する話だから、教育長。我々、倫理条例の中でのいるわけだから、法律じゃない、倫理だから。

議長(市村博之君) 次に、1番小磯節子君の発言を許可いたします。

1番(小磯節子君) 1番小磯節子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、岩間駅東土地区画整理事業についてお伺いいたします。

岩間駅東土地区画整理事業につきましては、現在、まちづくり交付金事業を活用して行っています。岩間駅周辺整備事業と一体的に進められております。特に都市計画道路と岩間駅前広場とは区域が接していることから、効率よく一体的に区画整理地区の3.1ヘクタ

ールについて事業が進められております。

土地区画整理事業は、道路、公園などの都市基盤施設と宅地の整備を面的に行い、また、生活環境を守り、改善するには一人ではできないところを受益地の皆さんが協力して道路、公園、下水道などの生活環境の整備を行うため、自分たちの土地を少しずつ出し合いまちづくりを行うのが土地区画整理事業であると思います。

その中で、地権者の皆さんが一番関心があるのが換地計画だと思えます。当該地の換地計画の基本方針などがあれば、お聞かせ願いたいと思えます。

また、従前地に対して新たに組みかえられる土地の割合について、例えば個人への換地面積はどのぐらいなのか、道路及び公園などにはどのぐらいなのか、さらに保留地面積はどのぐらいなのか、お伺いいたします。そして、減歩率は最小で何%、最大で何%、平均で何%かもお伺いいたします。

次に、区画整理事業の総事業費については約4億円程度と聞いておりますが、その資金計画はどのようになっているのか、伺います。

次に、県道上吉影岩間線堅倉街道踏切の改良工事についてお尋ねいたします。

第2回定例会において、一般質問の中で要望しておきました県道上吉影岩間線の堅倉街道踏切の拡幅改良についてでございます。これは、岩間では通称春日町の踏切と言われております。現在、笠間市で進めております都市計画道路岩間駅東大通り線が整備されたとしても、ここの踏切につきましては大変重要な踏切であり、朝夕を中心に大変利用者が多い上、西側から来ると踏切で急に狭くなり、歩行者、自転車はもとより、ドライバーの方々も非常に危険であるという話を何度も伺っております。

また、現在、県道上吉影岩間線の柵山地区の改良工事を行っておりますが、これらが完了し、将来的には笠間市に移管されるというように聞いております。この踏切が未整備のまま笠間市に移管された場合、その整備費用がすべて笠間市負担となってしまうのではないかと思います。そのようなことから、今のうちに県に働きかけをして、整備してから移管を受けた方がよいのではないかと考えております。県土木事務所へ笠間市から要望していただいたと思えますが、県の考え方と伺いますか、整備計画などについてどのような回答があったかを伺います。

次に、3番目の農業振興について伺います。

クラフト農業懇談会が本年度も各支部で実施されましたが、このときにはちょっと参加人数が少なかったかなとも思いました。そこで、農業を重点にと公表し、農業懇談会を実施しましたが、提案要望についてはどのように考えているのかを伺います。懇談会での提案で予算化もしくは事業化したものはあるのかも伺います。

次に、耕作放棄地について伺います。

平成20年度笠間市歳入歳出決算書に結果報告がありますけれども、遊休農地活用緊急対策事業として二つのモデル事業を実施しました。内容としましては、油糧作物による解消

策、福原地区1ヘクタール、下市毛1ヘクタール、牛の放牧による解消策、橋爪地区40アール、総額182万3,619円と計上してありますけれども、平成21年度には油精製委託料、それと遊休農地活用作業委託料といろいろな分野に分かれてありましたけれども、そのときに油などはどのぐらいとれたかも、ちょっと伺いたいと思います。2年間実施している橋爪地区40アールの牛放牧によるモデル圃場は実質耕作放棄対策になったのか、そういう対策効果はどのようになったのかを伺います。

1回目の質問を終わります。お願いします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、1番小磯議員のご質問にお答えいたします。

初めに、土地区画整理事業の基本的特性は、都市基盤の整備とこれに伴う宅地の整備を行う面的事業でございます。このような事業の特性を踏まえ、岩間駅東地区3.1ヘクタールの土地区画整理事業により、昨年11月茨城県知事の許可を得まして事業に着手したところでございます。

ご質問の換地計画の基本的な考え方でございますが、土地区画整理前の土地に対して整理後にならざるかを定めた計画でございます。この計画を定める上での基本的な考え方といたしましては、土地の換地位置は、土地利用の状況、環境、地積等総合的な観点から従前地と照応するよう定めることとしております。

次に、減歩率についてご説明申し上げます。減歩には、公共減歩と保留地減歩がございます。区画整理地内の現在よりも広い道路や公園が整備されますが、その用地不足分に充てる減歩を公共減歩と言い、また、事業地の一部を生み出すため受益者の皆様に土地を提供していただき、その土地を売却して事業の一部に充てる保留地減歩がございます。これらを合わせたものを減歩と言いますが、当地区における平均減歩率は28.66%でございます。

今回、整理後の個人の換地の面積、道路、公園等については、個人に換地する面積でございますが、1万4,600平米で全体の47%でございます。道路用地の面積につきましては1万600平米で、割合は34.2%でございます。公園緑地の面積は1,050平米で3.4%、保留地の面積は4,780平米で15.4%の割合となっております。

次に、事業資金についてご説明いたします。岩間駅土地区画整理事業の資金計画でございますが、収入からご説明いたしますと、事業計画における総事業費が4億1,300円で、このうち笠間市が負担するのは2億650万4,000円、保留地の売却金額が2億649万6,000円を予定いたしております。次に、支出でございますが、公共施設整備費用といたしまして約2億5,300万円、その他整地費用が1億6,000万円でございます。

次に、県道上吉影岩間線の堅倉街道踏切の改良工事についてのご質問でございますが、常磐線岩間駅西側の整備につきましては、旧岩間町のときに、まちづくり総合支援事業を

活用し、駅周辺整備事業に合わせまして平成15年から2カ年の継続事業において、県道の一部を含めて岩間駅から堅倉街道踏切までの区間、延長にして310メートルを整備いたしております。

しかしながら、常磐線の東側につきましては未改良のまま、特に踏切区間は狭隘なため非常に危険な状況となっていることから、平成21年第2回定例会の一般質問において踏切拡幅工事についての要望がなされたところでございます。この要望を受けまして、去る7月21日に道路管理者であります茨城県水戸土木事務所へ踏切改良の要望をしたところでございます。

踏切の拡幅を行う場合には、その踏切の前後が整備されていることが一つの要件となっております。西側については既に整備済みであることから、東側の一定区間の整備ができないかどうか、県と協議を進めながら、あわせて踏切改良の要望をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 1番小磯議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業を重点にと公表し、農業懇談会を実施したが、提案、要望についてはどのように考えているのか、懇談会の提案で予算化もしくは事業化したものはあるかというご質問でございますけれども、7月に実施いたしました3地区のクラフト農業懇談会の提案、要望等に対しましては、現在の状況や課題など検討いたしまして、その中で緊急性の高いイノシシ被害防止を目的とした農業被害防止事業などは、補正対応として9月議会でご承認をいただき、現在、実施している状況でございます。最も多かった担い手に対する窓口相談や補助事業の受け皿として、地域担い手協議会の体制を再整備し、認定農業者への情報提供など早急に対応できるものについては実施をしております。

そのほか、予算措置が必要な農業担い手や農業後継者の育成に対する支援措置、農産物のブランド化については、新年度事業実施に向けて現在検討を進めております。また、国の施策に係るものにつきましては、国などの動向をよく精査し、対応していきたいと考えております。

2番目のご質問でございますが、2年間実施している牛の放牧モデル事業は実質耕作放棄地対策になったのかというご質問でございますが、牛の放牧事業は、耕作放棄地の解消と放牧に対するノウハウの取得及び効果や問題点を把握することを目的に、モデル事業として平成20年度に40アール、21年度に50アールを実施し、課題、効果等を調査いたしました。耕作放棄地に数年放牧を続けると、山野草が衰退し耕作可能な農地に再生できると言われております。2年間の実施で、荒れた農地が作付可能なレベルの農地になり、また牛を放牧することによります周辺に対する環境問題も少ないことが確認できました。

効果としては、繁殖牛はほとんどの雑草をえり好みせず食べ、耕作放棄地の解消スピードが速い上、飼育管理がしやすく、放牧を実施した繁殖牛からはよい子牛が生まれるなどが挙げられます。

課題としましては、市内では牛の放牧事業そのものがなじみが薄く、実施地区の理解が必要なことや、ふん尿が一部肥料になるとはいえ、そのままでは地力が弱く、地力を必要とする作物には不向きであります。さらに、牛の体重が重いため、湿田での牛の放牧が困難であること、放牧に最も適性を持つ牛は繁殖牛に限られることなどが挙げられます。

牛の放牧事業は、耕作放棄地を解消する抜本的な対策にはなっておりませんが、今後、市といたしましては、2年間のモデル事業で得たノウハウや成果を踏まえ、笠間市の実情に適した畜産農家との連携事業を実施してまいりたいと考えております。

さらに、ご質問の中で、景観作物として実施いたしました菜種の収穫量はというご質問でございますが、平成20年度に福原地区で実施しまして、100リットルほどの菜種を採取してございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） 2回目の質問をさせていただきます。

1番目の土地区画の方について部長の説明をいただきました。ただいまの説明ですと、土地区画整理事業の基本的な特性についてと換地計画の基本的な考え方について答弁いただきましたこと、ありがとうございます。

換地の指定を行っているとのことですが、平均減歩率を含めて、地権者の皆さんの反応は現在どのようになっているかも伺いたいと思います。また、当地区の減歩率は28.66%というお話でございましたけれども、近隣市町村で行っている区画整理事業の平均減歩率はどのぐらいか、わかれば伺いたいと思います。

また、資金計画について、ただいまの説明ですと事業費4億1,300万円と申されましたけれども、その中で笠間市が2分の1の負担で、残りの2分の1が保留地処分費ということですが、保留地の処分単価は幾らぐらいで計算しているのか。差し支えなければ伺いますけれども、現時点で単価の発表できないとあれば結構でございます。

また、保留地の処分、売却ができなかった場合にはその費用はだれが負担することになるのか、この辺は伺いたいと思います。

上吉影線、通称春日町と言いましたけれども、これは県に強く要望して、これからも言っていたきたいと思います。

次に、3番目の農業振興の方につきましては、今、いろいろ説明はいただきましたけれども、六次産業加工など、付加価値をつけた加工などはどのに考えているんでしょうかね。新聞で1週間前ぐらいに、銚田市の方でサツマイモの出荷をして、A級品は市場に出荷されましたよ、B級品が畑にごろごろとしていて、まさにもったいないなという新聞報道が

されましたけれども、私たち身近なお話をすれば、今現在、笠間管内にはユズなどがたくさんなっております。そういうユズを、皆さん、歩いてみますと、「何もならない、どうしようもないんですよ」という声がたくさん聞かれますけれども、ああいうのも付加価値をつけてこれからやっていければ皆さんが大変潤ってくるのではないかなと思ひまして、そういう六次産業的な付加価値をつけた、そういうことはどのように市として考えているかなと思ひますけれども、その辺もお話しできたらいいなと思ひています。よろしくお願ひします。

モデル事業に関しましては、結果的にはよかったようなお話ではございますけれども、政府としては、耕作放棄地対策の耕作放棄地再生利用緊急対策は継続しない方向だよと言っているようなことを聞いておりますけれども、笠間市としてはどう考えているか。今後も牛放牧に対することは実施するのか、伺いたしたいと思います。その辺伺ひます。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、駅東土地区画整理事業の再度のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、換地、現在計画しておりますけれども、その中での地権者の反応はというご質問でございますが、仮換地の指定を今年度末に行う予定でございまして、11月に全員の地権者の権利者の方と個別のヒアリングを行ったところでございます。このヒアリングにおきましては、権利者の換地計画に関する意向を把握し、仮換地指定がスムーズに進められるよう実施するものでございます。個別ヒアリングの感触でございますが、担当者からの説明では、特に事業に対しての反対等の意見は感じられなかったと聞いております。

次に、換地の隣接市町村の減歩の状況がわかればということでございますが、旧内原町の駅北地区では37.3%、それから東海駅東では23.7%、つくば葛城では40%、古河駅東部では52.4%ということで聞いております。平均といたしましては、31.5から40%ぐらいでございます。

次に、保留地処分した場合の予定価格はどのぐらいになるのかというご質問でございますが、事業計画における保留地処分の平均予定価格は1平米当たり4万3,200円、1坪当たり14万2,809円で、保留地面積が4,780平米、保留地処分価格が2億649万6,000円でございます。

この価格の算定根拠でございますが、事業計画策定時に事業地内の土地の不動産鑑定評価を行い、この価格をもとに宅地の増進率を算定し、保留地の平均処分単価を決定いたしました。この保留地処分に当たっては、売却する段階で、再度不動産鑑定士の評価や評価委員会などの意見を踏まえて処分することになります。

次に、保留地が売れ残ってしまった場合の対応はというご質問でございますが、保留地が処分できないということは想定はしておりませんが、仮にご質問のような事態が生じた

場合では、公共施行の土地区画整理事業者であることから、事業の責任者は笠間市でございます。したがって、保留地の処分費相当分を笠間市が負担をし、保留地は笠間市が取得するということになります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 3番 蛭澤幸一君が所用のため退席いたしました。

産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 再度のご質問でございますけれども、付加価値をつけた農産物加工、非常に大事だと私どもも考えております。六次産業ということも言われております。

笠間市におきましては、栗等も全国的に有名でございます。いばらき農業元気アップチャレンジ事業等も現在導入して、加工技術、あるいは販売、生産ということも含めて研究しております。今後も、地域の特性、あるいは特産物活用する付加価値をつける農業というのは、販売に直結するようなことも含めまして、関係者の皆さんと研究をしてみたいと思っております。

さらに、次の牛の放牧についてでございますが、先ほどご説明いたしましたように、一定の効果がある、あるいはメリットがあるということで、今後はどうするのかという質問でございますが、基本的には耕作放棄地については農業者みずから耕作地解消を行うのが基本でございますが、これらのモデル事業で得た効果を新年度におきましても先ほど検討するという話をしましたが、電気さく、それから貸し出し事業、あるいは講習会等を実施しながらそれらを普及してみたいと。それから、耕種農家と畜産農家との連携、それらも図ってみたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） 3回目の質問にいきます。

土地区画整理については、受益者があっての整備でございますので、しっかりと、設計図はを見せていただきましたけれども、でき上がったらすばらしい都市の規模ができるなというように思いました。どうぞ地域の皆さんと一緒に、しっかりといろいろとお話し合いをして、いい方向にできたらいいなと思っております。

それと、農業振興については、そういうことになれば自給率も上がってくると思いますので、農業、商業、観光との連携もとれて、地域の皆さんが活力が出るのではないかなと思いますので、これから農業振興にもっともっと力を入れていただければいいなと思っております。

また、モデル地区に対しましては、耕作放棄地に関しましては、30有余年にわたる転作による耕作放棄地、市の産業として、また環境問題として、解消に向けてしっかりとこれからも考えていただければいいなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 小磯節子君の質問を終わりにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前 11時47分休憩

午後 零時59分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 蛸澤幸一君が着席いたしました。

次に、2番 石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、通告しました順に一般質問を行います。

今、日本は円高やデフレなど厳しさを増す経済情勢に対し、政府の危機感のなさ、補正予算など執行停止や事業仕分けによって予算を削ることばかりに力を注ぎ、需給をふやす経済政策がないまま終わっております。日本の経済の需給ギャップが40兆円に上ると内閣府の試算がありますが、それにもかかわらず短期に国会を閉じ、研修に出かけてしまった。本当に国民のことを考えているのかわからない。年度末の空白をつくってしまった。来年3月まで何も起こらないことを願うばかりです。

そこで、鳩山政権は来年度概算要求の15%に当たる事業仕分けが行われました。賛否がありますが、私は、特別会計を含め100%事業仕分けをするべきだったと思っております。しかしながら、その前に国会で日本のありようが示されていないのが一番残念でなりません。また、地域の要望や意見を民主党の幹事長室にまとめて受け、その中で必要なものを内閣に提出する完全なブラックボックスをつくってしまった。国民の多様な地域の要望や意見を内閣がわからない、国民の生活を守る政治とは全く逆の方向に向かっていると思っております。

そこで、今年度補正予算など執行停止や事業仕分けによって地方の受けるある意味で人災ははかり知れないと思われませんが、本市の影響の中で農業施策について伺います。

1、国の農業政策の変更、中止、廃止、縮小されたものなどに対する市の対応について伺います。

2、農協の合併の新聞報道がございました。国の農業政策変更で危機を持ったものなのわかりませんが、農協の合併に対し市はどのような考えを持っているのか、伺います。

次に、（仮称）鯉淵公園について伺います。

ことしの中ごろ、地域の若いお母さんたちとの懇談会を設けたときに、鯉淵公園の話がありました。子どもの遊具の設置や車の駐車場を設けてほしいなどの意見をいただきました。そこで、市の担当課に申し入れをいたしました。10月ごろ概要がわかるのでお知らせいたしますとのことでしたが、まだお知らせがございません。一般質問で、（仮称）鯉淵公園について進捗状況を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。答弁により2回目の質問をいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 2番石田議員の国の農業政策の変更、中止、廃止、縮小されたものなどに対する市の対応についてのご質問でございますが、国の農業政策が大きく変更、中止、廃止、縮小された場合は、事業推進に大きな影響があることが懸念されます。しかし、現時点では、国の農業政策についてはマスコミによる報道が先行し、農林水産省から示されているのは平成22年度農林水産省概算要求の概要のみになります。特に農家の方の関心の高い戸別所得補償制度などについても、現時点では概算要求算定情報しかございません。国の農業施策がまだ見えない部分が多く、国及び他の自治体とともに情報収集に努めているところでございます。情報が入り次第、農業者に周知したいと考えており、新たな政策の周知や適正な補助事業の選択など、農業者とともに国の政策に対応していきたいと考えております。

次の農協の合併に対する市の考え方についてのご質問でございますが、農協の合併については、平成21年11月6日に行われました第25回茨城県JA大会に提出された総会の運動目標で、現在県内に22ある農協を6地区に分け、それぞれの組織再編、事業連携を図っていくというものでございます。また、JA茨城県中央会が作成した資料によりますと、連絡会を開催し、各JAの現状分析や課題の整理を行いながら、地区ごとに組織再編、事業連携研究会を設置し、農協総代会などで承認を得ながら、組織再編、事業連携を目指していくとでございます。

茨城中央農協においてもまだ正式になっておらず、今後、農協内部や研究会で課題等が整理され、総代会等で組合員の意向が反映されると考えますので、市としての合併に対するコメントは控えさせていただきます。

なお、農業者に対するサービスなどの利便性が損なわれないことを希望するものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、2番石田議員さんの（仮称）鯉淵公園の進捗状況についてお答えいたします。

鯉淵公園は、今まで資材置き場として利用していた市有地5,600平方メートルを、国の経済対策交付金を活用し今年度事業着手したところでございます。

公園計画に当たりましては、ことしの8月に地域の皆様からご意見をいただき、地域の意見をできる限り反映させた計画といたしました。また、公園名称につきましても、協議を行い、地域の意見としては地区名がわかりやすいということから、「鯉淵公園」の名称

が多く希望されたところでございます。

以上のような経過を踏まえ計画された公園の整備概要でございますが、多目的広場2,800メートルや遊具5基、身障者対応型多目的トイレ1基、駐車場6台のうち1台が車いす専用やあずまや等が、主な施設として整備する計画でございます。また、本公園は災害時の一時集結場所にもなることから、災害時用トイレや環境対応型照明塔なども設置する計画となっております。工事につきましては、11月上旬に請負業者が決まり、資材調達などの準備も整い、今月から本格的に造成工事に入りまして、来年3月中には完成の予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 大体わかりました。国の制度なので、まだ来ていないということでございますので、1番の1については今の説明でいいと思っております。

鯉淵公園についてですが、一応概要が示されたんですけども、ただ、1点だけ、先ほども申しましたけれども、担当課に申し入れをいたしまして、10月ごろお知らせしますということに待っていたんですけども、今、概要を聞きましたら、車の駐車スペースも設けるということなんですけど、約束はちゃんと守ってほしいなど。職員の指導でありますけど、その辺ちゃんとした指導をしてくれるのかどうか、その1点だけよろしくお願ひいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 2回目のご質問にお答えいたします。

10月ごろ大体計画ができるので議員さんにお知らせするということがお約束していたものと思ひます。そういった中で、職員の方が議員さんの方にお知らせしなかったというのは大変申しわけございませんでした。今後、そういったことのないように十分指導してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） 以上で終わります。

議長（市村博之君） 石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす10時に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦勞さまでした。

午後1時11分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 藤 枝 浩

署名議員 鈴 木 裕 士